⑵　職員の給与

平成25年４月１日における平均給与月額及び諸手当の受給状況は、表３－１及び表３－２のとおりである。

表３－１　給与種目別平均給与月額

（平成25年国家公務員給与等実態調査）

給与種目	全職員		行政職俸給表（一）適用職員	
	減額前	減額後	減額前	減額後
	円	円	円	円
俸給	343,646	318,352	332,446	307,220
扶養手当	12,167	12,167	12,162	12,162
俸給の特別調整額	11,239	10,115	11,918	10,726
地域手当等	36,665	33,969	37,100	34,333
住居手当	3,980	3,980	4,307	4,307
その他	6,286	6,259	7,530	7,509
合　計	413,983	384,842	405,463	376,257

（注）１「減額前」は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額であり、「減額後」は同措置による減額後の額である（以下表3-2において同じ。）。
２「その他」は、本府省業務調整手当、寒冷地手当、特地勤務手当等であり、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等の実費弁償又は実績給である給与は含まない。

表３－２　主な手当の受給者数、受給者割合及び受給者平均手当月額

（平成25年国家公務員給与等実態調査）

給与種目	受給者数	受給者割合	受給者平均手当月額	
			減額前	減額後
	人	%	円	円
通勤手当	211,054	82.8	13,875	－
地域手当	200,843	78.8	44,598	41,314
扶養手当	146,561	57.5	21,170	－
俸給の特別調整額	41,594	16.3	68,905	62,014
住居手当	39,928	15.7	25,416	－
広域異動手当	28,295	11.1	13,883	12,893
寒冷地手当	27,389	10.7	7,202	－
単身赴任手当	20,220	7.9	34,521	－

（注）通勤手当、扶養手当、住居手当、寒冷地手当及び単身赴任手当は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置の対象外である。

4　民間給与の実態調査

公務員給与を適切に決定するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似の仕事をしている民間事業所の従業員について、その給与の実態を把握している。なお、平成25年の調査は、民間給与の状況をできる限り広く把握し、公務員給与に反映するため、調査対象を全産業に拡大して実施した。

⑴　平成25年調査の概要

ア　調査対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所56,345事業所

イ　調査事業所

調査対象事業所を都道府県、政令指定都市等別に組織、規模、産業により916層に層化し、これらの層から無作為に抽出した12,510事業所

ウ　調査方法・内容

平成25年５月１日から同年６月18日の間において、69の都道府県、政令指定都市等人事委員会と共同により、同年４月分として支払われた給与月額等について直接事業所に赴き実地調査を実施

エ　集計の方法

総計や平均値の算出に関しては、事業所と従業員の抽出率の逆数を乗じて母集団に復元した形で行い、特定の地域、規模、産業に偏った結果が出ることのないように配慮

⑵　平成25年調査結果の概要

ア　調査完了事業所

10,753事業所（調査完了率88.6％）

イ　調査実人員

公務と類似の職務と考えられる78職種（うち、初任給関係19職種）に従事する常勤の従業員493,471人（うち、初任給関係28,779人）

なお、初任給関係職種以外の調査の対象となる従業員の推定数は3,775,006人

ウ　初任給、職種別給与及び給与改定等の状況

資料のとおり。

第２節　給与法等の実施

1　制度改正

⑴　55歳を超える職員の昇給の抑制

平成24年の給与勧告を踏まえ、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するための昇給制度の見直しを実施するための給与法の改正が行われた（平成25年６月21日公布、平成26年１月１日施行）ことに伴い、55歳を超える職員（行政職俸給表㈡及び医療職俸給表㈠にあっては、57歳を超える職員）については、勤務成績が標準である場合には昇給しないこととし（改正前は２号俸の昇給）、特に良好の場合には１号俸（改正前は３号俸）、極めて良好の場合には２号俸以上（改正前は４号俸以上）の昇給に、それぞれ抑制するため、規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正した（平成25年10月１日公布、平成26年１月１日施行）。

⑵　特殊勤務手当

特殊勤務手当の適用範囲の見直しを行い、規則９－30（特殊勤務手当）の一部を改正した。主な改正内容は、次のとおりである。

ア　一部業務について手当の支給対象業務から除外（有害物取扱手当）（平成25年４月１日公布・施行）

イ　手当の適用範囲の拡大（移動通信等作業手当及び極地観測手当）（平成25年５月16日公布・施行、同年４月１日適用）

ウ　手当の適用範囲の拡大（犯則取締等手当）（平成25年10月31日公布・施行、同年７月24日適用）

⑶　行政組織の改廃等に伴う改正等

行政組織の新設・改廃、官職の新設等に伴い、俸給の調整を行う官職を定める規則９－６（俸給の調整額）の一部を改正したほか、規則９－17（俸給の特別調整額）、規則９－42（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）等の一部を逐次改正した。

また、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成25年法律第82号）において、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴い、同機構の職員から原子力規制委員会の職員となった者には、経過措置として特別の手当を支給することとされたことから、同法に基づき、新たに規則９－135（原子力安全基盤機構解散法附則第５条の規定による特別の手当）を制定した（平成26年２月28日公布、同年３月１日施行）。